

第6期科学技術基本計画に向けた科研費の改善・充実について（中間まとめ）の
「3. 中長期的に検討すべきこと」の検討に当たっての留意点等

3. 中長期的に検討すべきこと

※ 本中間まとめにおいては、各事項に関連する現状等の記述に留め、令和3年1月に取りまとめ予定の最終まとめにおいては、次期の研究費部会において各事項を検討するに当たっての留意点等を付記する予定である。

(1) 科研費において対象とする研究者の範囲と必要とされる金額設定

①研究者の範囲について

(現状等)

- 「科研費において対象とする研究者の範囲」は、研究代表者の応募資格の要件によって定めている。平成16年度までは「常勤の研究者」が科研費に研究代表者として応募できる者であったが、当時、既に様々な勤務形態や職名を有する研究者がおり、「常勤の研究者」という定義では、各研究機関が研究者の応募資格の有無を判断することが困難になっていた。
- そのため、平成17年度公募からは、研究者の所属研究機関が、所定の応募資格の要件を満たすと認めた者が研究代表者として応募できることとした。その後、平成23年度公募からは、大学院生が研究代表者として応募することは認めないなどの一部変更を行い、現在に至っている。

(検討に当たっての留意点等)

⇒研究者の範囲についての検討は応募資格に関わることから、研究機関の現状を正確に把握した上で検討を進める必要があるが、どのような方法が考えられるか。

- ・最近の状況として、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日 総合科学技術・イノベーション会議）（参考資料2）に基づき、若手研究者の自発的な研究活動を支援するため、「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」（令和2年2月12日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）（参考資料3）が定められ、科研費においても、令和2年4月から、科研費により雇用される若手研究者が一定の条件の下、雇用元の科研費の業務に充てるべき勤務時間において自発的に科研費を含めた競争的資金への応募や研究活動を行うことを可能としている。

②必要とされる金額設定について

(現状等)

- 「科研費において必要とされる金額設定」に関して、検討の中心になるのは「基盤研究」であると考えられる。科研費の種目は、これまでも適宜必要な見直しを行ってきたが、特に「基盤研究（A、B、C）」については、平成9年度に区分毎の応募総額を現在の額にしてから一度も見直しを行っていない。

○また、平成9年度以降、平成13年度から科研費において間接経費の措置が開始されたこと、平成16年度の国立大学法人化以降、国立大学における基盤的経費の主な財源となっている運営費交付金が約1,400億円も減額されたことなど、科研費を取り巻く状況が大きく変化しているが、その間、「基盤研究(A、B、C)」については、平成20年度に研究期間を長期化(「2～4年間」→「3～5年間」)する改善を行っただけである。

(検討に当たっての留意点等)

- ⇒平成28年度に文部科学省が実施した「個人研究費等の実態に関するアンケート」と同様の調査を実施し、最新の個人研究費の実態等を踏まえての検討が必要ではないか。(参考資料4)
- ⇒科研費の主要種目の応募件数の約半分(45%)を占める「基盤研究(C)」について、科研費の中でどのような研究費として位置付けるべきか。
- ⇒分野や研究方法によっても必要となる研究費の額が異なることについてどう考えるか。

(2) 若手研究者が失敗を恐れずチャレンジできる機会の充実

(現状等)

○令和2年度公募から、「若手研究」2回目応募者の「基盤研究(S・A・B)」との重複応募制限を緩和している。

(検討に当たっての留意点等)

- ⇒「若手研究」2回目応募者の「基盤研究(S・A・B)」との重複応募制限を緩和したところであり、少なくとも数回分の公募の結果を検証し、更なる改善方策を検討する必要があるのではないか。
- ⇒その他、若手研究者が失敗を恐れずチャレンジできる機会としてどのようなことが考えられるか。

(3) 新興・融合研究を推進するための制度の改善・充実

(現状等)

- 平成29年度公募から「挑戦的萌芽研究」を見直し、「挑戦的研究(開拓・萌芽)」を創設するとともに総合審査を実施している。
- 令和2年度公募から「挑戦的研究(開拓)」と「基盤研究(B)」との重複応募・受給制限を緩和するとともに、「新学術領域研究」を見直し、「学術変革領域研究(A・B)」を創設している。

(検討に当たっての留意点等)

- ⇒「挑戦的研究(開拓・萌芽)」の審査に関すること
 - ・「挑戦的研究(開拓・萌芽)」としてより相応しい課題を選考するため、また、審査委員としてより相応しい者を選考するため、どのような方法が考えられるか。

- ⇒「挑戦的研究(開拓)」と「基盤研究(B)」との重複応募・受給制限の緩和に関すること
- ・「挑戦的研究(開拓)」と「基盤研究(B)」との重複応募・受給制限の緩和については、少なくとも数回分の公募結果を検証した上で、更なる改善方策を検討する必要があるのではないか。
- ⇒「学術変革領域研究(A・B)」に関すること
- ・「学術変革領域研究(A・B)」は令和2年度に創設した種目であり、本種目の改善・充実については、少なくとも(A)は事後評価の結果を、(B)は3年間の研究期間が終了した課題の状況等を踏まえて行う必要があるが、どのような観点が考えられるか。
 - ・本種目の審査・評価業務については、将来的に日本学術振興会に移管する予定であることから、移管までに必要な改善については、文部科学省において行いつつ、制度全体の見直しについては、日本学術振興会の意見等も踏まえて検討する必要があるのではないか。

(4) 科研費における個人研究とグループ研究の在り方

(現状等)

- 令和2年度公募から「新学術領域研究」を発展的に見直し、「学術変革領域研究(A・B)」を創設している。

(検討に当たっての留意点等)

- ⇒個人研究とグループ研究の在り方については、「学術変革領域研究(A・B)」の改善、充実と合わせて検討することが適当であると思われるが、どのような観点が考えられるか。

(5) 戦略的創造研究推進事業等との連携

(現状等)

- 科研費は研究者の自由な発想に基づき、全ての分野の学術研究を支援する助成金であるのに対し、戦略的創造研究推進事業(以下「戦略事業」という。)は、国が定める戦略目標に基づき、研究を委託するものである。両事業の趣旨、目的等は異なっているものの、研究内容によっては、科研費の成果を戦略事業に繋ぐことで、より発展が期待できる場合もあるため、現在、「特別推進研究」の各研究課題の評価結果等を国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)に提供するとともに、戦略事業においても、戦略目標の設定に際し、振興会の学術システム研究センターの研究員等にヒアリングを行うなどの連携を行っている。

(検討に当たっての留意点等)

- ⇒科研費と戦略事業等がそれぞれの制度の目的・対象の違いを明確にしつつ、意思疎通を図るにはどのような方法が考えられるか。